

麻疹発生に伴う対応について

1 麻疹の届出基準

臨床診断例：①麻疹に特徴的な発疹 ②発熱 ③カタル症状（咳、鼻汁、結膜充血など）

上記を全て満たすもの

上記の3つの症状を満たし、麻疹と臨床診断した症例は全例に検査診断を実施することが求められています。速やかに保健所へご連絡ください。検査方法については下記を参照ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。※ワクチン接種歴、麻疹患者との接触、流行地への渡航歴等も確認してください。

2 麻疹疑いの患者の対応

(1) 来院後に別室へ誘導し、できる限り他の患者との接触がないように配慮をお願いします。

(2) 対応する職員は可能な限り麻疹に対する免疫能が高い者としてください。

(3) 渡航歴や麻疹患者との接触歴などがあり、麻疹が疑わしい場合は倉敷市保健所保健課感染症係に相談してください。

※PCR検査は麻疹と臨床診断した症例の確定診断のために実施します。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません。

3 検体検査について * 検体採取器具・容器は医療機関でご負担ください。PCR検査費用は行政負担です。

(1) 咽頭拭い液 ※必須

・滅菌綿棒で採取後1～2ml（綿棒の先が浸る程度）の生理食塩水を滅菌スピッツに分注し、綿棒を入れて懸濁して冷蔵保存（4℃）してください。

(2) 尿（10～20ml） ※必須

・スピッツに10～20mlの尿を入れて冷蔵保存（4℃）してください。

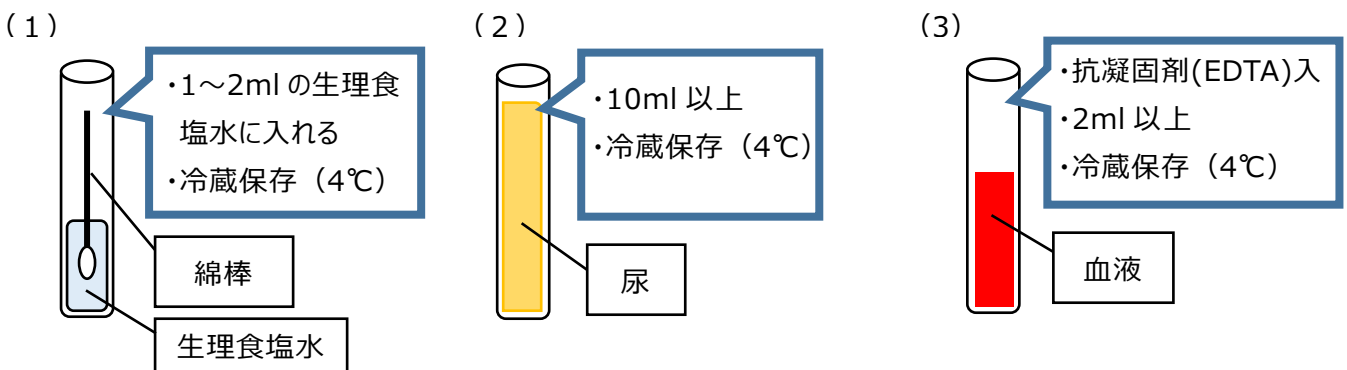
(3) 血液（全血）

・全血をEDTA加容器又はクエン酸Na加容器に2ml以上を採取し、冷蔵保存（4℃）してください。

※ヘパリン加血液では遺伝子検査を行うことができません。

※血算用スピッツ（白血球、赤血球、血小板数測定用）は通常、EDTA入りです。

※血液は凍結融解により溶血しますので、絶対に凍結しないでください。



4 PCR検査のための検体採取と同時に、医療機関または民間検査機関で血清IgM抗体検査を実施してください。

倉敷市保健所保健課感染症係

電話：086-434-9810 FAX：086-434-9805